

第七十四回国会 衆議院 經濟産業委員会 議 録 第十四号

平成二十二年五月二十六日(水曜日)

午前九時五分開議

出席委員

委員長 東 祥三君

理事 柿沼 正明君 理事 北神 圭朗君
理事 杉本かずみ君 理事 三谷 光男君
理事 吉田おさむ君

稲富 修二君 笠原多見子君

金森 正君 川口 博君

木村たけつか君 近藤 洋介君

斉木 武志君 柴橋 正直君

白石 洋一君 田嶋 要君

田中美絵子君 平 智之君

高松 和夫君 高邑 勉君

橋本 博明君 花咲 宏基君

藤田 大助君 松岡 広隆君

向山 好一君 森山 浩行君

山本 剛正君 楠木 道義君

吉井 英勝君

經濟産業大臣 直嶋 正行君

國務大臣 枝野 幸男君

内閣府副大臣 大塚 耕平君

經濟産業副大臣 松下 忠洋君

内閣府大臣政務官 田村 謙治君

經濟産業大臣政務官 近藤 洋介君

政府参考人 (内閣官房内閣情報調査室 内閣衛星情報センター次長) 小野 正博君

政府参考人 (文部科学省科学技術・学術政策局長) 泉 紳一郎君

政府参考人 (文部科学省研究開発局長) 藤木 完治君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 石田 徹君

政府参考人 (資源エネルギー庁原子力 寺坂 信昭君 安全・保安院長) 網井 幸裕君
經濟産業委員会専門員

委員の異動

五月二十六日

辞任

和田 和美君

近藤 洋介君

同日

辞任

田中美絵子君

橋本 博明君

補欠選任

田中美絵子君

橋本 博明君

補欠選任

和田 和美君

近藤 洋介君

五月二十五日

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

について承認を求めめるの件(内閣提出、承認第四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

外国為替及び外国貿易法第十條第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたこと

について承認を求めめるの件(内閣提出、承認第四号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

經濟産業の基本施策に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○東委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、自由民主党・無所属の会、公明党及びたしが日本所属委員に対し、御出席を要請いたしました。御出席が得られませんでした。

再度理事をして御出席を要請いたさせていただきます。しばらくお待ちください。

〔速記中止〕

○東委員長 速記を起してください。

理事をして再度御出席を要請いたさせていただきました。自由民主党・無所属の会、公明党及びたしが日本所属委員の御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター次長小野正博君、文部科学省科学技術・学術政策局長泉紳一郎君、文部科学省研究開発局長藤木完治君、資源エネルギー庁長官石田徹君及び資源エネルギー庁原子力安全・保安院長寺坂信昭君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○東委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。向山好一君。

○向山委員 皆さん、おはようございます。民主党の向山好一でございます。

本日は、日本の産業を支え、そして日本の未来を切り開く經濟産業省へ、初めて私の質問をさせていただきますという事で張り切つてやってきました。

しかし、残念ながら、野党の先生方の出席が得られていないという事は、まさしく本日に日本の将来を議論する、そういう場として非常に残念で仕方がありません。しかし、いつも席に着いていらつしやらない方が多いので、実質変わらないかな、こんな思いを持ち、残念ながら肅々と、きょうは大臣初め政務三役の皆さんに質問させていただきますので、どうかよろしく願います。

まず、現在見直し作業中のエネルギー基本計画、このことについて質問をいたします。

エネルギー政策といえば、電力の安定供給あるいは環境負荷の低減ということに議論が集中しがちでございます。しかし、それが本日のエネルギー議論あるいはエネルギーセキュリティの達成にはつなげていかないと、これは皆さんも御存じだと思います。特に最近、地球温暖化対策というのが非常に大きな命題になっていて、そこでも大体同じような議論がなされています。太陽光発電、あるいは風力、地熱、そういった再生可能エネルギーを飛躍的に高めよう、そして電力の環境負荷を下げよう、そういう議論がございます。あるいは大合唱になっています。

しかし、それだけでバラ色の人生が切り開けるということとは決まっています。やはり、今なお、日本あるいは世界のエネルギーの基幹となつていまして化石燃料、これを、環境負荷を下げて、あるいは安定供給を図っていくということがやはり当然今大切な視点でございます。その中で、

たので、質問を終わります。

○東委員長 この際、暫時休憩いたします。
午前九時四十分休憩

午前十一時三十分開議

○東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、最初にきょうは、電力会社の鉄塔倒壊事故の最近の状況、これが一体どうなっているのかということから伺っておきたいと思ひます。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。

最近ということでございますので、平成十二年度から二十一年度までの鉄塔倒壊の事故、電気事業法に基づき電気事故報告を受けているものでございますけれども、全部で六件ございまして、一番最近におきましては、関西電力、二〇〇八年の九月十五日に美浜におきまして鉄塔の上部折損、そういった事故が起つてございます。

○吉井委員 鉄塔事故という、普通の人は何か鉄塔がぶつ倒れただけの感じだとどまると思うんですが、しかし問題は、例えば今おっしゃった美浜にしても、原発の送電鉄塔なんですか。これは、発電した電力を送る方と、原発が事故をやつたときに、二次冷却系のポンプを回す電源として、外部電源が断たれてしまふ、内部もアウトになりまふと、自然崩壊熱を除去する二次系の冷却ポンプは動かなくなるんですね。これは単なる鉄塔事故にとどまらない深刻な問題を抱えているんだということ、普通の人はなかなかわかりにくい話なので、単なる事故かと思ひますから、そういうことをやはりきちんとつかんでおく必要があると思ひます。

二次冷却系ポンプを回す外部からの電源が失われること、そのとき、大体今、日本では三系列の、自家発電とバッテリーの、ディーゼルとバッテリーの系列で三系列ありますが、これは、中越沖地震のような巨大地震に直面したとき、自家発電の電源も切断されて原発停止となつた場合には、最

悪で見ますとどういふ事態が起るとお考えなのかを伺います。

○寺坂政府参考人 原子力発電所の安全確保のために、今委員御指摘のような、外部電源の喪失、そういったことに伴います安全の確保というのは大変重要な課題でございます。原子力発電所の場合、発電所のトラブルその他におきまして、発電がまず停止をするということが重要でございますけれども、停止した後、その崩壊熱と呼んでおられます、引き続き熱エネルギーを発生してございますので、これを冷却していくということが大切なことでございます。

そういったことで、電源が確保されることによりまして崩壊熱の冷却機能というものが確保されるということが大事でございます。各発電所におきましては、非常用の電源装置、そういったものを複数用意することによりまして、あるいはそれ以外の要素もございまして、そういったことによりまして冷却機能というものが継続的に動くことが大切なポイントであるというふうに理解をしております。

○吉井委員 ですから、まず鉄塔が倒れたら、これはもう完全に、さつきもおっしゃつた事故の中には、二〇〇五年の石川県羽咋市で地すべりによる鉄塔倒壊、これは、地震等によれば当然地すべりどころの話じゃなくなるんですが、外部電源がまず断たれる。内部電源はどうかという点では、これは以前取り上げたこともありまして、二〇〇六年の七月に、スウェーデンのフォルスマルク原発一号機では、安全系の内部電源四系列のうち二系列の事故で、四系列すべて電源喪失につながる事故がありました。

つまり、内外の例から見ると、やはり最悪の場合を想定しなきゃいけないんですね。ですから、自然崩壊熱が除去できなくなる、それは炉心溶融にも至り得る大変深刻な事態を考へておかなきゃならないということだと思ひますが、どうですか。

○寺坂政府参考人 まず、先ほど委員御指摘にな

られました北陸電力の、羽咋市での鉄塔の倒壊事故でございますけれども、平成十七年の四月一日に発生してございます。

それで、この鉄塔自身の復旧と建て直しまでには約十四カ月を要したものでございますけれども、同時に、並行して作業をしてございまして別の幹線がございまして、これは約三週間後の四月二十二日に運用を開始してございます。

それ以前に、倒壊した直後、これは原子力発電所が安全に停止をしたところでございます。送電線、御案内のとおり、電力といひますか、送電線、いろいろなところでつながっているわけでございまして、そういった意味で、北陸電力の場合におきましても、外部電源の喪失、そういう事態にはならなかつたということでございます。

ただ、いづれにいたしましても、これは今の事例でございまして、原子力施設を設計する場合に、放射性物質の閉じ込めのために、多重性それから独立性を有します非常用の所内電源を備える、そういったことなどの多重防護の考え方というものは極めて重要でございまして、日本の原子力発電所におきましては、今申し上げましたような多重防護の考え方に基づいた設計がなされまして、それによって安全性を確保しているというところでございます。(吉井委員「最悪の場合は炉心溶融ですね、最悪のとき」と呼ぶ)

最悪といひますか、そもそもそういった事態が起らないように工学上の設計、ほとんどもうそういったことはあり得ないだろうというぐらいまでの安全設計をしているところでございまして、でも、ゼロじゃないという意味の論理的な世界におきまして、外部電源がすべて喪失されて、今、非常用の所内電源、ディーゼル発電機の話をして申し上げましたけれども、隣の発電所からの電源融通もできないとか、いろいろな悪い事態というもの、非常に小さい確率ながらも一つ一つ、その小さい確率のものが全部実現をして、それで外部電源が全部喪失されて冷却機能が失われるということになりますと、もちろんその時間によるわけ

でございますけれども、長時間にわたりますと炉心溶融とかそういったことにつながるというのは、論理的には考へ得る、そういうものでございまして。

○吉井委員 これは、論理的な、頭の体操の話じゃなしに、現実には、志賀原発の場合には送電鉄塔の倒壊で、これは地震じゃなくて地すべりだけだったんですね、しかし、たまたまこは、おっしゃつたように二系列目を建設中だったから送られけれどもということですが、それにしても、一基倒壊、五基損壊で、他の電源で停電を解決するまでに十萬九千二百世帯が八分間停電。原発そのものについては、原発で起した電力を供給できるようにするには、皆さんの方からいただいた資料で四十二日間かかった、今、十四カ月というお話をしたけれども、これは最短の回復の方の話ですが、かかつたということも、あらかじめ資料をいただいております。

東京電力の方も、茨城県の潮来、鹿嶋の送電鉄塔が倒壊しましたが、これは、回復するまで、修復するまで何日かかっていますか。

○寺坂政府参考人 お答え申し上げます。ただいま委員御指摘の東京電力の鉄塔の倒壊事故は平成十四年十月のものだというふうに理解してございまして、これは台風による暴風雨でございます。

それで、十月の一日にその倒壊事故が発生いたしました。本復旧をいたしましたのは、平成十五年、翌年の六月二十一日、あるいは二十五日でございます。その前に仮復旧をしてございまして、仮復旧したのが、平成十四年、事故の発生した年の十一月二十五日でございますから、二カ月弱で仮復旧して送電ができるようになったということでございます。

○吉井委員 今お話ありましたように、要するに、東京電力の復旧までには八カ月と三週間かかつておるんですね。それで、単なる外部電源が失われた場合を頭の体操で考へるだけじゃなしに、現実には起つてい

るといふことをまず考えなさいけない。それから、内部電源が失われたという例はフォルスマルク原発の例など現実にあるんだということを想定して考えていかなきゃいけないというのが、まず、これは頭の体操じゃなくて、現実の問題だといふことを踏まえておく必要があると思うんです。

巨大な地震が起こりますと、今のようなことが同時に発生することが起こり得るわけですね。それで、地震や地すべりや落雷により、送電線が故障して原発の電力が供給できなくなった例の方もまたあるわけですね。供給側がうまくいかない。逆に、二次冷却水ポンプ用の外部電源が給電できなかつた例もあるわけですが、具体の事例、おわかりだつたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○寺坂政府参考人 まず、原子力発電所の供給ができなくなつたといふこと、正確に言つて、送電線が使えなくなつたといふこと、一機でございませうけれども、発電所そのものが停止いたしましたので、それ自身が供給が、送電ができなくなつたといふことではないと思ひます。

一番最初に申し上げました美浜のケース、これは美浜の原子力発電所からつながつているものでございませう、これはある種、瞬間的にといいますか、原子力発電所の電力が送電はできなくなつたといふことだと理解してございませう。

○吉井委員 これは例えば、かつてありました、京都市内のような需要地で、落雷等で比較的大規模に停電が起こる。そうすると、需要地がとまつてしまつたために供給できなくなつて、原子炉をとめる、そういう問題が出てきたりとか、そういう例は随分ありますから、やはり巨大な地震で停止したときに、自家発電や外部電源の喪失で二次冷却系が機能しなくなつて炉心溶融に至つたときにはどれだけの規模の被害が発生するのか、こういうことを検討しておくことが必要だと思ひます。

この点では、一九五九年には原子力産業会議

が、国の委託調査で、東海村の原発で炉心溶融の三分の一の放射線の放出量を見て損害の試算をやつています。当時の国家予算の金額にして二倍、死者は七百二十人を超え、五千人が障害を起さうといふふうな試算をしておりますが、大臣はこの当時の国の委託調査のことを御存じでしょうか、何つておきます。

○直嶋国務大臣 いろいろ調査があることは聞いていますが、今御指摘の調査については、私はまだ確認をしております。

○吉井委員 これは、国が一九五九年に委託して、原子力産業会議、原子力産業会議は名前が最近ではちよつと変わつていますけれども、いづれにしても、経済界、原発メーカーの方々が中心になつてやつてるところへ委託調査をして、そしてそういう報告を出して、この試算の手法というのはいまでも非常に有効だ。これは、もう数年前になります、有馬科学技術庁長官も、今言う文部科学大臣ですね、あの人が評価をしておられた試算です。

さて、次に何つておきたいのは、中国の四川省で二〇〇八年五月十二日に大規模な地震がありました、あれから二年たちました。仮に、中国、韓国、北朝鮮や東南アジアなどの原発で炉心溶融のような事故が発生した場合に日本への影響はどうなるのかといふことについては、これは現実的な検討といふものをやはりやつておかなきゃいけないと思ひます。

日本学術会議は、ことし二月二十五日に、黄砂・越境大気汚染物質の地球規模循環の解明とその影響対策についてという報告書をまとめています。どこで発生し、日本にどういふ経過でやつてきて、どういふ影響が出るのかといふことについて、この内容を簡潔に何つておきたいと思ひます。

○泉政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘の日本学術会議の報告書につきま

しては、黄砂あるいは越境大気汚染物質の地球規模循環の解明、その影響対策ということ、こういったものが、黄砂やあるいは大気汚染物質が地球規模で輸送、拡散することを認識する必要があります。中国、モンゴルの発生源からの黄砂は、偏西風に乗つて、日本、太平洋等を越えて大気の大循環として地球規模で回遊するといふようなことを念頭に置いて、そういう事例があるといふふうなことを報告している内容といふふうな承知しているところでありませう。

○吉井委員 これは、アメリカ、ヨーロッパを越えて、さらに中央アジアを経て、中国、日本へまた戻つてくる、それが大気循環だといふことで、季節によつて偏西風といふのは変わるわけですね。中央アジアを通るときもあれば、季節によつては、中央アジアのあたりはもう少し北の方へ寄つたところを偏西風が流れるとか、そういうことも報告としてあるわけですね。

ここで何つておきますが、核関連動態監視のためのSAR画像解析判断技術の調査研究を初めとして情報収集衛星に随分予算を投じてきているわけですが、地上におけるCTBTの放射性核種の監視観測所のデータと突き合わせて、衛星からの放射性同位元素の分析により、国内はもとより外国の原発事故の状況や、本日は、事故が起つてからの話よりも、事故が起る前の予兆を測定して対応するといふことは、これは衛星を使つてい時代ですから非常に意味があることだと思ひます。

もちろん、その中には、宇宙からの放射線の分布を取るとか、データについてはその分の較正、補正をしなければなりません、そういう測定、評価をするといふことは、衛星が非常に大事な役割を果たし得るところだと私は考えているんです。現状はどの程度、原発事故やあるいはその予兆に当たるものを把握しているのか、伺います。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。

情報収集衛星のレーダー衛星におきまして、今お話ございましたSARという技術を活用してお

ります。これは、衛星の方から電磁波を地上に向けてぶつけまして、その電磁波のはね返つた波を計測するといふ形で運用するのがレーダー衛星の手法でございます。

これは、あくまでも地表面の変化といふものを見るものでございまして、大気につきましては透過してしまつたといふこと、ございませう、今御指摘のような放射能等につきまして検知するといふことはできないといふふうな御理解いただきたいと思ひます。

○吉井委員 内閣官房でも文科省でもいいんですけれども、要するに、いっぱい人工衛星を打ち上げていくわけですよ、観測衛星や情報衛星を。その中で、日本はもとより世界各地の原発の事故も、はつきりした事故になれば航空写真でも簡単な話なんです、放射線の漏れ出しているものを早期に確認して、その波長を合わすとか、それで同位体の検出が理論的には可能な話なんです、そういう手法をとつて、原発事故なり予兆なりを衛星を使つて測定しているのかどうか、それを伺います。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のような、放射線の漏れ等を検知して、衛星からそれを事前に調査することによりましてその状況を把握するといふことにつきます、少なくとも国内ではそういった試験なり研究なりはされておられません。

諸外国においてそういう研究開発がなされているかどうかについては、詳細を承知していませんけれども、一九八六年のチェルノブイリの事故のときには、あれは火災が検知されて、その火災自体は衛星からの情報であつたといふふうには承知しております。

○吉井委員 この機会に何つておきますが、国から民間にHIIAの移管をした後、情報収集衛星光学三号として打ち上げたHIIA十六号機の経費は九十四億二千万円といふふうな内閣官房から示されております。

文科省に何つておきますが、同じ民間に移管さ

れた後、十七号機、十八号機の打ち上げ費用は幾らであったのかを伺います。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

ただいまHII Aロケットの製造等に関する契約価格ということでお尋ねがございました。

HII Aロケットにつきましては、平成十九年三月以降の打ち上げにしましては、技術移転を受けた企業が、その製造、打ち上げ受注等を行うという体制になってございます。

このため、御案内と思えますけれども、世界には大変多くの打ち上げ用ロケットがございますし、それらが激しい国際競争のもとで打ち上げ受注を競っているという状況でございますので、そういった契約価格に関する情報というのが公表された場合には、そういった受注にかかわる交渉、日本のロケットが実際使われるかどうかという交渉に影響を及ぼすということがございまして、外国ロケットとの間の国際競争力に悪影響が及ぶというおそれがあるために公表させていただいております。

なお、ロケット製造等に関する契約価格については、諸外国においてもこれは公表されていないというふうにお承知しておりますので、その点御理解賜ればと思えます。よろしくお願いいたします。

○吉井委員 内閣府の方は移管後も公表しているんです。文部省の方は秘密扱い。しかし、これは国の技術の移転したものであります。もともと国のものなんです。それが非公開扱いで国民には何もわからないというのは、一つ一つ、仕様が全部、注文が違うわけですから、違つて当たり前前で、しかしそれともわからない。とんでもない話です。これは委員長にお願いしておきますが、やはりこういうものは公開させるようにしていただきたいと思えます。

○東委員長 理事会で検討いたします。

○吉井委員 情報収集衛星など多額の経費を使って開発してきた衛星で、先ほど来のお話ですと、原発事故はもとより、原発事故の予兆となる放射

性排気ガスの分析や掌握もできていないと。

しかし、原発のトップセーラスは今ややっておるわけですね。セーラスをやるからには、過酷事故が発生した場合の日本への影響評価、これをやっておくのが私は当たり前だということに思うわけなんです。

この機会に、そうしたら、チェルノブイリ事故の影響範囲、改めてその影響範囲と被害を伺つておきたいと思えます。これは簡潔で結構です。

○泉政府参考人 当時、チェルノブイリ事故は一九八六年の四月に発生した事故でございますけれども、その後、一九八六年、昭和六十一年の六月六日に政府の放射能対策本部が発表いたしました、チェルノブイリ原発事故に起因する放射能の我が国への影響についてということで、ここにこの放射能対策本部の発表の資料がございますけれども、その時点までに行われた国内の放射能調査の結果からすると、我が国における放射能レベルは、高空浮遊じん、大気浮遊じん、雨水、水道水、牛乳、野菜等のすべての試料について漸減し、現時点ではソ連原発事故による放射能レベルは十分低い状況になっているというふうな記載がございます。

○吉井委員 それは大分遠いところの話のことなんでしょうね。

一九八六年八月にIAEAで非公開会議が開かれて、四万人を超える死者という推定値もあつたんですが、IAEAの公式見解としては四千人の死者とされ、チェルノブイリから一千百キロ離れたスウェーデンのフォルスマルク原発のところ、これはこの原発とは違つて放射性核種が確認されているんですね。つまり千キロ離れたところでも影響は出ています。それで、二〇〇〇年の追悼集会での発表では、事故処理に当たつた人たちが五万五千人の死者が出たということも公表されております。

そこで、先日審議したJOGMEC法でも、カザフスタンのウラン鉱開発、製錬から原発まで取り組むということになっているんですが、もともと

あの地域はブレートのぶつかり合う中でヒマラヤ山脈ができていったところですし、地震もよくあるのが中央アジアなんです。カザフで原発事故があつたとき、黄砂のように、あるいは黄砂に付着して、偏西風に乗って日本へ放射性物質が飛んでくることは想定し得ることなんです。放射性物質が付着した黄砂が家や車や畑の野菜に積もつても人体には大丈夫なんだと検証するものをきちんとやっておられるのかどうかを伺つておきます。

○泉政府参考人 例えば、諸外国で原子力発電所の事故等が生じた場合の放射性物質の我が国への影響といったようなことにつきましては、もとより、国民の安全、安心を確保する観点から、文部科学省では、都道府県と協力いたしまして、日本全国の環境放射能のモニタリングを行っているところでございまして、この際、例えば偏西風等の影響も含めた形での全国の放射能水準が把握されるということになりますので、万一、放射能の異常値が出た場合には、関係省庁と連携しながら、その原因あるいは異常値の人体への影響の程度把握、対応等を検討することにしておるといふことでございます。

○吉井委員 さつきも言いましたように、仮にカザフであれ中国であれ韓国であれ北朝鮮であれ、原発の炉心溶融が起こったときに、偏西風に乗つて、例えば黄砂などに付着してやってくる場合は、黄砂の被害で車に随分積もつたりした日があつたのは我々経験済みなんです。やはりきちんとアセスメントをやらなければならない。簡単に原発をあつちやこつちや売りに行つたらいいという話じゃないと思つておられます。

軽水炉による核兵器拡散の議論はこの間やりました。一方、アセスメント抜きに、トップセールスだということで簡単にやったら、売つた先で事故があつたときに日本にはね返ってくる話なんです。

これは大臣に伺つておきたいんですが、売り込んだ先の技術水準のいかんにかかわらず、原発と

いうものには基本的に、炉心溶融にも至る危険が伴うんです。これは、スリーマイルの事故であれチェルノブイリであれ、アメリカでも旧ソ連でもそういう事故をやっているわけですが、その危険を伴う中で、日本への影響を、やはりきちんとアセスメントをやって、考えて臨むというふうにならなければ、それを考えないでトップセールスをやるといふのは、私はこれは大分問題があると思つておられます。大臣はそういう検討をした上でトップセールスをやられたのかどうかを伺います。

○直嶋国務大臣 吉井先生御指摘の点は、問題提起としてお伺いはしておきたいと思つておられます。現在我が国が原子力発電施設を輸出する相手方の国で事故が起こつた際の影響については、経済産業省としてそういったアセスメントは行っておられません。

一方で、諸外国において原子力発電を利用する場合には、各国が、それぞれの国がみずから安全の確保に万全を期するということが大前提になっております。

したがって、我が国としても、原発の新規導入国と二国間の原子力協力協定を締結する際には、安全確保の取り組みを相手国に求めているところでありまして。例えば、御指摘のカザフスタンの原子力協力協定の交渉に当たつても、我が国から原子力安全条約等の原子力安全四条約の締結を求め、カザフスタンはこれら四条約を締結した、そういう経緯もございまして。

また、同時に、原子力協力の一環として、さまざまな国に対して、人材育成や法制度整備に向けた原子力専門家の派遣や受け入れ、安全に関する情報提供などの協力を行っているところでありまして、さらに、諸外国が活用可能な原子力発電に係るIAEAの国際安全基準の策定活動等に我が国としても積極的に貢献をいたしているところでございます。

したがって、基本的に今の枠組みは、それぞれが責任を持ってやる、そして間違いなくやれるように我々も協力支援をさせていただいておる

ということでございます。
學術レベルの研究はいろいろなものがあるかと思うんですが、現状は、国際的にこういう形で行っているということでございます。

○吉井委員 協定があれば安全が保たれるという話じゃないんです。技術の水準が問題になってくるんです。それから、原子力という技術そのものに、非常に危ない、もともと本質的な危険があるわけなんです。

そのことを踏まえるならば、簡単に、アセスメントもやることなくどんどん売り込みに行くというやり方は、これはやはり改めなきゃいけないし、逆に、日本の持っているすぐれた技術の中の一つである再生可能エネルギー、この分野は随分たくさんあるわけですね。これは国際的にも爆発的普及を進めるといことが大事ですから、そういう方面でこそ輸出等を考えていくべきである、このことを申し上げまして、時間が参りましたので質問を終わります。

○東委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時四分休憩

午後零時十七分開議

○東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。直嶋経済産業大臣。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
〔本号末尾に掲載〕

○直嶋国務大臣 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を初めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、同年十月十四日より、五度の延長措置を経て、平成二十二年四月十三日までの間、北朝鮮からの輸入の禁止等の措置を厳格に実施してまいりました。また、平成二十一年五月二十五日の北朝鮮による二度目の核実験を実施した旨の発表を受け、同年六月十八日より平成二十二年四月十三日までの間、北朝鮮への貨物の輸出を禁止する等の措置を厳格に実施してまいりました。しかし、拉致、核、ミサイルといった諸懸案に対する北朝鮮の対応や、六者会合、国際連合安全保障理事会等における国際社会の動き等その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、平成二十二年四月九日の閣議において、引き続き、平成二十二年四月十四日から平成二十三年四月十三日までの間、外国為替及び外国貿易法に基づき、北朝鮮への貨物の輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止等の措置を実施することとしました。これらの措置のうち、同法に基づき国会の承認が必要な措置について、承認を求めるべく、本件を提出した次第です。

次に、本件の要旨を御説明申し上げます。
本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定による平成二十二年四月九日の閣議決定に基づき、同年四月十四日より平成二十三年四月十三日までの間、北朝鮮へのすべての貨物の輸出及び北朝鮮からのすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置を講じたこと、及び北朝鮮と第三国との間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借または贈与に関する仲介

易取引について経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めることを内容とするものであります。

以上が、本件の提案理由及び要旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○東委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
○東委員長 これより質疑に入ります。
この際、暫時休憩いたします。
午後零時二十分休憩

午後零時五十四分開議

○東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
自由民主党・無所属の会、公明党、日本共産党及びたちあがれ日本所属委員の御出席が得られず、質疑者の通告がありませんので、これにて本件に対する質疑は終局いたしました。

○東委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○東委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。
お諮りいたします。
ただいま議決いたしました本件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願

いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○東委員長 次に、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。枝野国務大臣。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○枝野国務大臣 ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法については、昨年成立した一部改正法の附則第二十条第一項において、「審判手続に係る規定については、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされており、

また、同法案に係る衆議院及び参議院の経済産業委員会の附帯決議においては、「審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと。」とされており、今回は、これらの附則等を踏まえ、公正取引委